

スクロウプ(G. P. Scrope)の経済学と植民地論

井坂友紀 (茨城工業高等専門学校)

1. はじめに

本報告は、スクロウプ (G. P. Scrope, 1797-1876) の植民地論を、彼の経済理論全体との関わりにおいて検討するものである¹。

これまで報告者は、広大な“未開墾地”を有し、主に16世紀以降のヨーロッパからの移民によって開拓が進められた“新定住地域 newly settled regions”〔以下「植民地」〕の経済発展における土地制度の重要性について、理論的・実証的検討を行ってきた。肥沃で広大な未開墾地を有する植民地にとって、資本と労働力の流入は経済発展の十分条件ではない。移動しえない生産要素である土地と、流入する資本及び労働力がどのように結びつくか、その結びつきの型を決める土地制度こそが問題となる。拙稿ではこの点を鋭く捉えたウェイクフィールドやメリヴェールの議論を検討した²。

今回取り上げるスクロウプもまた、植民地における土地制度の重要性を強調した1人であった。オーストラリアの法学者が中心となって編纂した新定住地域における土地所有問題の比較史研究の中でP. Moloneyはマカロック、マルサス、ウェイクフィールドと並んでスクロウプの議論を紹介した。彼はスクロウプがマルサス(の人口論)批判として植民地の存在を重視していたことに加え、植民地における私的所有権確立の重要性を説いていたことに注目した。スクロウプによれば広大な未開墾地の存在は植民地の発展の上での決定的要因ではなかった。植民地の発展の成否を決めるのは、土地所有を規定する政治制度と法律であった³。

だがスクロウプについては、植民地論についてはもとより、彼の経済理論全体についても、これまで十分に検討されることはなかった。数少ない先行研究の1つであるR. Opieの論文タイトルが示すように、スクロウプは「無視されたイギリスの経済学者」であった⁴。スクロウプは地質学者としては高く評価されてきたが、経済学者としてのスクロウプの研究成果はOpieの論文が出された後も、基本的には「無視」ないし軽視に近い状況にあるといえる⁵。

このような状況を踏まえ、以下では(1)スクロウプの植民地論のベースとなっている彼の経済理論の特徴を、主に彼の著 *Principles of Political Economy*〔以下『原理』。本文引用中は“PPE”〕をもとに整理した上で、(2)彼の植民地論を議会資料なども手がかりに検討していく⁶。

¹ 本研究発表はJSPS 科研費 15K17035 の助成を受けたものです。

² 井坂友紀 [2010] 「ウェイクフィールドの組織的植民論とマルクス」経済理論学会『季刊経済理論』47(3)。

³ P. Moloney [2001] "Colonisation, Civilisation and Cultivation: Early Victorians' Theories of Property Rights and Sovereignty" in Buck, A. R et al., *Land and Freedom: Law, Property Rights and the British Diaspora*, 2001.

⁴ R. Opie [1929] "A Neglected English Economist: George Poulett Scrope", *Quarterly Journal of Economics* 44(1).

⁵ この点については報告時に詳述するが、ここでは紙幅の関係上、最も重要な次の2つの先行研究を示すことと定める。森下宏美 [2001] 「G. P. スクロウプの救貧法論とマルサス批判」『経済論集』143; D. Stack [2000] "The 'Secret Concatenation' in the Mid-nineteenth Century: The Case of George Poulett Scrope, a Still Neglected Political Economist" *History of Political Economy* 32(3).

⁶ Scrope [1833a] *Principles of Political Economy*, London.

2. スクロウプの経済学の特徴

2-1. ベースとしての自然法思想

スクロウプの経済学の第1の特徴は、彼の議論が自然法思想にその基礎を置いていることである。

1833年に刊行された『原理』の副題にある通り、彼の経済学は「社会の幸福の自然法から演繹され、イギリスの現状に適用された」ものである。この著作には本章の前に「予備的議論」が置かれ、それは「権利に関する道徳的・法的規則」、「最重要の自然権」、「諸個人にその権利の完全な享受を保障するという政府の義務」の3章から構成される。この「最重要の自然権」は、(1)自己の自由に対する権利、(2)共有される天の恵みに対する権利、(3)財産に対する権利、(4)良い統治に対する権利の4つから成る。

スクロウプの経済学において特に重視される自然権は、上記(2)の財産権であり、労働に基づく所有の権利である。彼はロックの議論に依って、自己労働の成果物に対する自由な処分権が、自己の自由に対する権利という根源的自然権から導かれるとした(PPE, pp.18-19)。その上で彼は、自己の精神的・身体を自由に発揮し、その成果物を自己のものとするという自然権としての所有権（私有財産権）こそが、産業の発展と富の増大をもたらすと主張した。自然権である私有財産権には「交換の自由に対する権利」も含まれており、私的所有に基づく社会的分業こそが富の無限の増大をもたらす。だからこそ彼はオーウェン主義を厳しく批判し、「自由の原理が強制の原理に勝ること、すなわち、人々の相互の欲求から自然的、自発的に湧き上がる協働の仕組みが、人工的で強制的で前もって考えられた協働の仕組みに勝ること」を強調する(PPE, pp.76-77)。

注意すべきは、こうした『原理』での議論とは別に、スクロウプが飢餓からの自由に対する権利を自然権として重視していることである。1833年に出版された *Plan of a Poor-Law for Ireland* において、スクロウプは「第1の自然権は自己保存に対する権利である」と断言する。したがって、飢餓の極限にある者が目にした食料を口にしたりしても彼を咎めることはできない。なぜなら、「共同体のあらゆる個人に対し現実の飢餓に対する安全をまずもって与えること」がなければ、法律はその行為を罰することは正当化されえないからである⁷。この点は、スクロウプがアイルランドにおける救貧制度の確立を求める際の根本的な基礎土台ともなっている。つまり「私はアイルランドの貧しい人々がイングランドの貧しい人々と同様に、豊かさの真ただ中で飢えることから守られるという、剥奪できない自然権をもつべきだと主張する」のである⁸。

2-2. レッセ・フェール原理への留保

第2の特徴は、スクロウプがレッセ・フェール原理の適用に関して重要な留保が存在することを強調している点である。

上述の社会主義批判にみられるように、スクロウプは私的所有権に基づく社会的分業こそが富の増大をもたらす点を強調した。だが他方でスクロウプは、自由の原理、あるいはその土台となる私有財産権は、それが全体の利益に資するという前提のもとでのみ認められると考えた。土地に関して言えば、排

⁷ Scrope [1833b] *Plan of a Poor-Law for Ireland, with a Review of the Arguments for and against it*, London, p.7.

⁸ Scrope [1830] *A Letter to the Agriculturists of England, on the Expediency of Extending the Poor Law to Ireland*, p.11.

他の土地所有に対する諸個人の法的権利が認められるのは、「全体の幸福にとって必要であることが証明されうる程度においてまで」であって、「その点を超えるとわかった場合には常に、その修正が…要求される」(PPE, p.352)。したがって、私的土地所有権は、「生まれた土地の生産力のうちに自由に使えるよう神が与えた資源を、その共同体が最大限活用するという、先行する、より上位の権利の前では力をもたない」(PPE, p.348)。

このレッセ・フェールに対する留保については、初版から40年後の1873年に出版された『原理』第2版において一層強調されている。第3章「富の生産の条件-私有財産制、労働、土地、資本」においては、「いかなる種類の私有財産権も、それがいかなる程度であれ明らかに社会の幸福と相反する場合には、社会はその程度に応じてその私有財産権を修正することを正当化される、いやむしろ修正しなければならない」という文言が新たに脚注に盛り込まれた⁹。さらに、この第2版では『レッセ・フェール』の教義について」という章が新たに加えられ、「レッセ・フェール、すなわち『放っておけ』の原理は、人々の利益全体の最高位の考慮という条件の下でのみ受け入れられる」と結論づけている¹⁰。

2-3. 政治制度の重視

最後の、そして最も重要な特徴は、スクロウプが政治的制度の重要性を強調している点である。

スクロウプが『原理』の中で議論の出発点とした4つの自然権のうち、最後に掲げられたのが「良い統治」に対する権利であった。これは他のあらゆる権利の享受に対する唯一の保証として重視された。「諸個人が、自己の自由、共有される天の恵み、あるいは労苦が産み出した財産に対する権利を享受できるのは、良い統治という手段を通じてのみなのである」(PPE, p.26)。

したがって、スクロウプの経済学においては、富の生産や経済発展の問題は、政治的制度の問題と不可分なものであった。上述のように彼は社会的分業こそが富の生産を増大させる条件となると述べるが、その際、「労働あるいは財の交換契約の履行を強制し、私有財産権を保証する、公正でよく管理された法律」がその前提になると主張した(PPE, p.72)。「生産、財産の享受と蓄積を保護し、ある程度その分配を規制する法律は、あらゆる社会幸福の制度が機能する上で不可欠である」[傍点原文イタリック]が、例えば中国や日本は「人々の欲求に見合った富の拡大を全く禁ずる硬直的な制度によって」停滞を余儀なくされている(PPE, pp.295, 297)。スクロウプによれば、発展したヨーロッパ諸国において貧困が生じるのも、その制度に問題があるからである。

「最も発展したヨーロッパ諸国においてさえ、社会構造を形作る諸制度が、享受できる商品の最大限の生産と最も公平な分配を確保するのに必要であるとわれわれが述べてきた自然権の諸原理から依然あまりに離れているものとなっているがゆえに、富と豊かさの真っ只中で欠乏と貧困が継続的に存在しているのも不思議はないのである」(PPE, p.298)

こうしてスクロウプは「誤った管理」 *mismanagement* が貧困の唯一の原因とまで言い切るのであるが(PPE, p.293)、イギリスのように人々の大多数が労働者からなる国においては「この階級の状態を常に注視し、苦しみを未然に防ぐために救いの手をさしのべること」が「政府の逃れられない義務」となる(PPE, p.300)。そして救貧法のような制度は人間愛や正義の観点からだけでなく、より実際的な観点から

⁹ Scrope [1873] *Political Economy for Plain People*, London, p.23.

¹⁰ Scrope [1873] p.338.

も「最も賢明で最も必要な制度」となる。

「人々の大多数が生活に対する保証をもたないところでは、財産権に対するいかなる現実的あるいは永続的保証もありえない。多くの人々が欠乏の苦しみから解放されない間は、いかなる平安もありえない。法律からいかなる恩恵も感じない人々の間には法律に対するいかなる尊重もありえない。貧しい人々が秩序維持にいかなる直接的関わりももたない国においては、いかなる大規模な資本の蓄積も、またいかなる有利な投資も起こり得ず、いかなる大規模な産業や富あるいは文明の発達もありえない」(PPE, pp.305-306)

3. スクロウプの植民地論

3-1. 植民政策としての土地制度

スクロウプの植民地論にはこうした彼の経済学の特徴が色濃く反映されているのであるが、その最も重要な特徴は、政治的の制度、なかでも特に土地制度が、植民地の発展を左右するとしたところにある。アダム・スミスの議論に代表される支配的見解によれば、植民地は広大で肥沃な未開墾地を有しているため、文明国の技術と知識をもつ移民と資本が流入するならば、いわば自然と発展を遂げるものである。だがスクロウプは、植民地の急速な発展あるいはその表れとしての高賃金や農業従事者の繁栄を肥沃な未開墾地の存在からのみ説明する見解を否定する。彼によれば、こうした植民地とは対照的な状況にあるヨーロッパの国々においても肥沃な未開墾地が存在している。つまりヨーロッパにおける人々の悲惨な状況は未開墾地の不足や消滅に帰するべきではなく、政府と制度の欠陥に帰するべきものである。そしてこのことは、北米やオーストラリアの植民地に比して停滞しているスペイン、ポルトガルの植民地にも同様に当てはまるという。

「その違いは、これらの定住地の異なる政治制度に起因するものに他ならない。すなわち、一方は半島の独裁を模して造られたもので、他方は古代スキタイ人から受け継がれた厳格な独立精神の放散物である」(PPE, p.134)

したがって、スクロウプは政府による植民地の土地の管理の重要性を強調する。北米やオーストラリアの植民地においては、政府が「全ての未占有地の任命された所有者」となり、「最終的に定住者自身の利益に最もつながるような条件と規則的なやり方で、定住を望む全ての人々に土地を分配」している。ここでは理想的な土地所有規制の「単純で自然な原理」が採用されており、その結果が驚くべき速さで増大する富と人口である。これは本国から持ち込まれた「専制的な原理」が住民を内紛に陥れている旧スペイン、ポルトガル植民地とは対照的である(PPE, pp.132-133)。したがって植民地においては、政府が「土地が最も有効に耕作、定住されるやり方で土地の所有を規定すること」が極めて重要となるのである(PPE, p.383)。

3-2. ウェイクフィールドの組織的植民論批判

スクロウプは、基本的には植民地の有用性を認めるとともに、上述のように、植民政策上の土地制度の重要性を強調した。だがこれらの特徴は、ウェイクフィールドをはじめとした「植民地改革者」にそのまま当てはまるものであるともいえる。しかしながら、スクロウプの植民地論はいくつかの点において彼らの議論と決定的に異なる。

まずウェイクフィールドの提唱した組織的植民論の評価についてである。スクロウプの著書あるいは膨大なパンフレットにおいて、ウェイクフィールドの議論に直接言及した箇所は報告者が知る限り存在しない。しかしながら、1836年に設置された「植民地における土地処分に関する特別委員会」において委員となったスクロウプは、証人としてのウェイクフィールドと議論をかわすとともに、自身が証人となってウェイクフィールドの組織的植民論についての自論を展開している。ここでは同委員会報告書〔以下本文引用時'HCPPP'〕に示された証言をもとにスクロウプの組織的植民論に対する評価を整理しよう¹¹。

ウェイクフィールドの組織的植民論の核心は、「十分な土地価格」を設定し労働者の土地所有を少なくとも一定期間妨げることで労働力を確保するという点にあるが、スクロウプはこの議論を「誤った考えに基づく、危険な」ものだと考えた(HCPP, p.177)。スクロウプは土地を一定の価格で販売すること自体には賛成であったが、その主要な理由は土地の無償供与制度が引き起こしてきた「えこひいき」や「不正」を抑制することにあった。スクロウプは、むしろ土地の低価格がもたらす高賃金が、労働力の安定的な供給をもたらすと考えた。土地が極めて低い価格で手に入る合衆国西部の繁栄は、ウェイクフィールドの議論によっては説明できないものであった(HCPP, p.178)。

スクロウプにとっては、「労働者の土地所有を一定期間妨げる」という目的は、土地の価格設定を行う上で考慮すべき要素の1つでしかなかった。土地価格は、(1)購入者が耕作しえないほどの土地を入手してしまう水準となっていないかという点に加え、(2)土地販売収入が確保されるか、(3)隣国の土地価格に比べて高すぎないか、(4)スクワッティング（土地の不法占拠）を誘発してしまう水準ではないか、(5)資本家に対する労働者階級の不満を引き起こすことがないか、といった観点から検討され設定されるべきものである(HCPP, pp.179-180)。ウェイクフィールドはこうした他の要素を全て排除し、労働力確保のみを考えるため、「彼の理論が指し示す価格は、ばかげたほど高いものとなる」のである(HCPP, p.187)。

重要なのは、スクロウプが、植民地において労働力確保がそもそも本当に必要であるのかという問題提起を行っている点である。ウェイクフィールドの組織的植民論のベースには、「結合労働」〔≒協業、あるいは分業に基づく協業〕の生産力こそが富の増大を可能にするという考え方がある。ウェイクフィールドは植民地において結合労働を実現すべく、その前提となる労働力を確保するための「十分な価格」を土地に付すことを提唱する。この点に関連して、合衆国西部で農業労働者が不在であるとすれば農業における「結合労働」〔≒協業〕はどうか実現されるのかと問われたスクロウプは次のように答える。

「その場合には、〔自作農同士の〕助け合いが結合労働を生み出すと思われる。ただ私は、北米西部のような農業地帯が、大規模農場制度に基づき賃労働者によって耕作されることがそれほど重要なことであるのか、疑問にも思う。十分な資本を持って自分自身の土地を占有するそれぞれの定住者が、大規模農場制度の下で生産されるのと同じくらい多くの農産物を生み出すことはありうると私は考えている」(HCPP, p.190)

この回答は、「50 エーカーの区画が労働者たちに特別に提供され、賃金の一部を蓄えたのちに定住者となること」に賛同する発言(HCPP, p.187)とも整合的である。

¹¹ House of Commons Parliamentary Papers 1836(512), *Report from the Select Committee on the Disposal of Lands in the British Colonies*.

3-3. アイルランド問題と植民地

第2の重要な相違点は、アイルランド問題に対する処方箋としての植民地の役割についてである。確かにスクロウプはマルサスの人口論批判の文脈で植民地の役割を積極的に認めていた¹²。しかしながらスクロウプが「貧困と過剰人口に対する最善の解決策として移民に賛成した」¹³と断言するのは、とりわけアイルランド問題に対する彼の議論を考えると、問題である。

スクロウプは1848年に出版された *A plea for the Rights of Industry in Ireland*¹⁴ [以下本文引用時 "Plea"] によれば、植民とは、「資本と労働という富と強さの源泉の本国からの引き抜きであり、それらが国内で有利に投下されえないのでないかぎり、本国にとって非常に有害」である(Plea, p.9)。ではアイルランドにおいて、資本と労働の有利な投下機会はないのかといえば、そうではない。アイルランドにおける惨状の原因は、「アイルランドの土地のより自由な利用と、そこから彼らの勤勉が生み出しうる生産物のより公平な分配に対する、公正な権利」という「必須の権利」の「否定」にある(Plea, p.7)。そこでスクロウプは、(1)未開墾地の政府による購入・開拓と小規模自作農の育成(Plea, pp.16-37)、(2)既存保有地の耕作や改良を妨げている小作人の権利の強化のための土地法改正、すなわち改良補償、借地権の長期化促進、テナント・ライト慣行の明文化、立ち退き時の補償(Plea, pp.76-77)、を提唱する。つまりスクロウプは、アイルランドへの処方箋として、「カナダやオーストラリアにおける植民」ではなく、「アイルランドの未開墾地の植民」を選択するのである(Plea, p.81)。

植民地改革者の1人であるトレンズの処方箋はスクロウプのその対極にある。トレンズによればアイルランド問題の原因は労働結合の不足であった。そこで彼が提示した処方箋はイギリスの農業制度をアイルランドに導入することであり、農場の規模を拡大し、資本と労働を結合させることで、農業生産力を高めることであった。しかしながら、農場の規模拡大には「小作人の5分の3を今いる小保有地から立ち退かせる農場の統合」¹⁵が不可欠となる。だからこそトレンズは植民を支持するのである。

「大規模でよく管理された植民制度以外にはアイルランドに対するいかなる救済も安全もありえない。土地への結合された労働の利益を確保するのに十分な農場の統合によって小規模保有地から追い出された農村人口をわれわれの海外領土の未占有地に入植させるのである」¹⁶

最後に、アイルランドへの大土地所有制の導入という提案に対するスクロウプの見解を示し、本稿を終えることとしよう。

「取りうる中で最も賢明で分別のある方法は、…小規模農場の清掃あるいは統合のいかなる試みも避け、既存の小作人がその占有している土地の生産性を最大限開発するよう促進し、援助と指示によりそれを可能にすることであって、小規模農場制においても、大規模農場制における以上ではないにしてもそれと同程度には、間違いなく生産的になりうるのである」(Plea, p.44)

¹² この点については報告時に詳述するが、特に森下 [2001]を参照。

¹³ Matthew, et al. (ed.) [2004] *Oxford Dictionary of National Biography*, Vol. 49, p.553.

¹⁴ Scope [1848] *A plea for the Rights of Industry in Ireland*, London.

¹⁵ Torrens [1844] *The Budget on Commercial and Colonial Policy*, London, p.119.

¹⁶ Torrens [1836] *Colonization of South Australia*, London, pp.44-45.